

中国税関における商標の保護に関連する制度の整備と現状

～中日の実務家双方の視点から～



王 小青¹



森 智香子²

目次

1. はじめに
2. 近時の法整備と知的財産税関保護条例
 - 2.1 改正知的財産税関保護条例施行
 - 2.2 注目の改正点
3. 近時の代表的な事件と検討
 - 3.1 知的財産権保護優良事例トップ10の概要
 - 3.2 事例からみた税関保護の現状と検討
4. 終わりに

1. はじめに

近時、中国税関において、知的財産の保護が強化されているといわれています。本稿では、中国税関における商標の保護に関連する制度の整備と現状について、知的財産税関保護条例の改正点と知的財産権保護優良事例トップ10から見られる傾向を中心に、中国と日本の代理人の視点から検討します。

2. 近時の法整備と知的財産税関保護条例

2.1 改正知的財産税関保護条例施行

中国税関における知的財産権侵害貨物の取締りに関する主な法令は、税関法、知的財産税関保護条例、知的財産税関保護に関する実施弁法の3つで、知的財産税関保護条例は知的財産権に特化した事項が規定されており、とりわけ重要なものです。

中国における水際取締りに関する法整備は、順調に進められている状況であり、2010年4月1日には知的財産税関保護条例の一部が改正となりました。

なお、本稿執筆時点において(2010年6月)、知的財産税関保護条例の下位の法令である知的財産保護に関する実施弁法(保護の実施方法に関する詳細について規定)の改正は成立していません³。

1 中国商標代理人、北京衆天揚知識産権代理有限公司 代表取締役、元中国国際貿易促進委員会特許商標事務所(CCPIT Patent and Trademark Law Office) 商標部副部長

2 日本弁理士、Sun East 知的財産事務所 所長、早稲田大学非常勤講師、平成22年度日本弁理士会商標委員会委員

3 知的財産税関保護に関する実施弁法は、2009年に改正された以降、改正されていない。

2.2 注目の改正点⁴

第十一条 登録された知的財産権に変更が生じた場合には、知的財産権の権利者は変更が生じた日より30営業日以内に登録の変更又は取消の процедуруをしなければならない。

知的財産権の権利者が前項の規定に従って変更または取消の процедуруを行わず、他人の合法的な輸入または税関の法に基づく監督管理職責の履行に対して深刻な影響を与えた場合、税関総署は関連の利害関係者の申立に基づいて関連登録の取消を行うことができ、自発的に関連登録の取消を行うこともできる。

改正前の知的財産税関保護条例第 11 条では、知的財産権の内容に変更があった場合には、30 営業日以内に変更や登録の取消を税関総署⁵に登録しなければならないことが規定されているのみでした⁶。しかし、本改正により、当該 proceduresを行わなかった場合の法的な取り扱いが明確となりました。

ここでいう「登録された知的財産権に変更が生じた場合」とは、例えば、商標権者の名義の変更や、商標権者の名称や住所に関する変更などが生じたような場合です。

税関総署における登録に関し、変更の登録等の必要がある場合には、遅滞なく、適式に proceduresをするよう権利者に促す趣旨の改正です。

第二十四条 以下に掲げる状況の一がある場合、税関は差押えられた権利侵害疑義貨物を通過させなければならない。

- (1) 税関が本条例第十五条の規定に基づき権利侵害疑義貨物を差押えた場合であって、差押えた日より 20 営業日以内に人民法院から執行協力通知を受け取らなかった場合
- (2) 税関が本条例第十六条の規定に基づき権利侵害疑義貨物を差押えた場合であって、差押えた日より 50 営業日以内に人民法院から執行協力通知を受け取っておらず、且つ調査を経ても差押えた権利侵害疑義貨物が知的財産権を侵害していると認定できない場合
- (3) 専利権侵害疑義貨物の荷受人又は荷送人が、税関に貨物と等価の担保金を提供し、税関にその貨物の通過を請求した場合
- (4) 荷受人又は荷送人が、その貨物が権利者の知的財産権を侵害していないことを立証するに十分な証拠を持っていると税関が認めた場合
- (5) 税関が差押えられた権利侵害疑義貨物を権利侵害貨物として認定する前に、知的財産権の権利者が権利侵害疑義貨物差押えの請求を取消した場合

4 改正された規定のうち、重要と思われるものについてのみ紹介する。条文中の下線は筆者らによるものである。以下同様。

5 税関総署は、中国税関の指導機関であり、国务院の直属機関である。中国全土の税関を統一的に管理する。

6 税関への登録に関する申請は、税関総署に対して行われる。変更申請の提出先や変更手続が適切になされなかった場合の取消しも税関総署に対して行う。

上記の（５）が、本改正で新たに追加となりました。税関が権利侵害貨物として認定する前であれば、権利侵害被疑貨物の差押さえ

の請求を取消すことを認めるもので、より自由で柔軟な対応を権利者に認める趣旨の改正です。

第二十七条 差押えられた権利侵害疑義貨物が、税関の調査を経たのち知的財産権を侵害していると認められた場合には、税関はこれを没収する。

税関は知的財産権侵害貨物を没収した後、知的財産権侵害貨物の関連状況を書面により知的財産権の権利者に通知しなければならない。

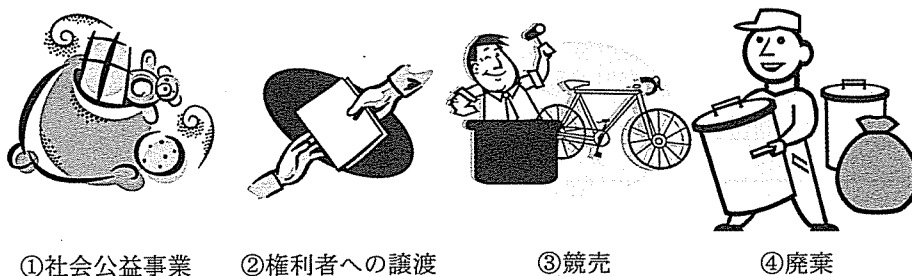
没収された知的財産権侵害貨物が社会公益事業に用いることができる場合には、税関はこれを関連の公益機構に交付し社会公益事業に用いなければならない。知的財産権の権利者に購入意欲がある場合には、税関は有償で知的財産権の権利者に譲渡することができる。没収された知的財産権侵害貨物を社会公益事業に用いることができず且つ知的財産権の権利者に購入意思が無い場合には、税関は権利侵害の特徴を削除したのち法により競売に付すことができる。ただし、偽造商標が付された輸入貨物については特殊な状況を除き、単に貨物上の商標標識を除去するのみでは同貨物の商業ルートに投入することを認めてはならない。権利侵害の特徴を削除する方法が無い場合には、税関はそれを廃棄しなければならない。

税関で差し押さえられた貨物の取り扱いを記した規定です（没収後の貨物の取り扱いについては、図１参照）。中国税関は、没収された知的財産権侵害貨物について、自然環境や資源の有効利用に配慮した処理につとめています。

しかし、他方では、権利者の保護とのバランスを取る必要もあります。

本改正で、特殊な場合を除いて、貨物上の商標標識を除去したとしても、商業ルートへの投入は認めないことを条文中明らかにしました。これは、侵害行為の再発防止、また、侵害者への制裁が不十分となることがないようにといった趣旨によります。

図１ 没収後の取り扱い



3. 近時の代表的な事件と検討

3. 1 知的財産権保護優良事例トップ10の概要

税関総署は例年、税関における保護に関する事件で、注目に値する重要事件を知的財産権保護優良事例トップ10として発表しています(2006年から開始)。以下、2010年4月に発表された2009年の知的財産権保護優良事例を紹介します⁷。

●事例1

〈北京税関〉郵送による複数ブランドの電子製品模倣品輸出を摘発

北京税関の郵便局駐在事務所は、2009年7月20日に速達の郵便物を受領しました。税関職員が箱の中身の一部を検査したところ、デジタル部品、電子カード、電子部品が確認されました。さらに詳細な検査が迅速に行われたところ、携帯電話、ゲーム用メモリースティック、USBメモリー、コンピュータ・メモリー等の電子製品及び電子部品と12ブランドに関連する商標標識等合計54,762点が発見されました。

北京税関は、権利の侵害を認定した上で、公安機関に関連情報を通報し、この事件は、公安機関により処理されました⁸。

●事例2

〈青島税関〉「FK」軸受台模倣品の輸出を摘発

2009年1月19日に済寧にある貿易会社は、

青島税関に属する烟台税関にボールベアリングの軸受台の輸出を申告しました。検査によれば、製品には「FK」という標章が付されており、福建省南安軸受有限責任会社が税関総署に事前登録がなされた「FK」の商標権を侵害した疑いがありました。

税関は、関連証拠を取り寄せ、検査機関に委託して鑑定を行いました。最終的に、侵害と認定し、製品を没収し、罰金を科しました。

●事例3

〈アモイ税関〉「菊花」蚊取線香の模倣品輸出を摘発

アモイにある貿易会社が、2009年5月12日にアモイ税関に579,780箱の蚊取線香の輸出を申告しました。税関職員は、包装箱に「菊の花」の図柄が描かれた435,360箱の蚊取線香を発見しました。その「菊の花」の図柄は、欖菊会社が税関総署に事前登録をしていた知的財産権でした。

さらに、上記以外にも144,420箱の蚊取線香の包装箱が、欖菊会社の「蚊取線香用の包装箱」の意匠に類似していることが発見されました。

権利者(欖菊会社)は、税関に当該製品が侵害製品であることを確認した旨の連絡をし、保護の申し立てを行いました。

本件を摘発した後、税関は把握した情報により、さらに意匠権侵害の疑いがある2ロットの輸出申告をした蚊取線香を摘発しました。

⁷ <http://www1.customs.gov.cn/tabid/38443/Default.aspx>

⁸ 被害総額など被害状況に鑑みて、公安で処理されるケースがある。

●事例 4

〈拱北税関〉知的財産権を保護する「春風」プログラムで複数の権利侵害事件を摘発

2009 年 1 月 1 日より、拱北税関は管轄地域内で、「春風」と称される 5 ヶ月間に及ぶ自主的な知的財産権の保護に関するプログラム⁹を展開しました。

本プログラムにおいて、拱北税関は侵害事件 176 件を処理しましたが、その事件の被害総額は人民元で約 557 万人民元にも及びました。

●事例 5

〈上海税関〉上海万国博覧会のマスコットの商標権を侵害した歯ブラシの輸出を摘発

深セン市にある貿易会社は、2009 年 6 月 2 日に上海税関に歯ブラシの輸出を申告しました。歯ブラシの包装には、上海万国博覧会の標章が付されており、上海万国博覧会は、権利の侵害を確認しました。本件は中国全土の税関が、上海万国博覧会の標章について侵害貨物を摘発した初めての事件となりました。

●事例 6

〈黄埔税関〉複数の家庭用化学品ブランド模倣品の輸出を摘発

2009 年 8 月に、黄埔税関は、複数の周知ブランドを模倣したシャンプーの摘発を行いました。黄埔税関は、さらに模倣品が輸出される可能性があるとして、関連の税関や他の政府関係組織に連絡をしました。連携が功を奏し、広州市で 60 万本の家庭用化学品の侵害品を差し押さえることができ、深セン税関においては、4 コンテナの家庭用化学品の侵害品の差し押さえに成功しました。

●事例 7

〈広州税関〉複数ブランド腕時計の模倣品の輸出を摘発

2009 年 9 月に広州税関に属する仏山税関の禅城駐在事務所は、深センにある会社の研磨タイルのガーナへの輸出申告を受領しました。ところが、検査をしたところ、貨物には腕時計及び洋服の侵害品が隠されていることが発見されました。広州税関は、権利者の請求により、事前登録がなされた商標権を侵害する腕時計 63,670 本、洋服 1,439 着を差し押さえました。さらに、地方工商行政管理局と協力し、その他の関連の侵害品の処理を行いました。

●事例 8

〈寧波税関〉複数の偽ブランド貨物の輸出を摘発

2009 年 5 月下旬に寧波にある貿易会社の申告について、寧波税関は、重大な権利侵害の恐れのあることを発見しました。寧波税関は輸出申告がなされた 6 ロットの貨物に対して検査を行い、その結果、権利侵害品 60 万個を発見しました。事件の被害総額は約 200 万人民元にのぼりました。事件の重大さから、税関は直ちに公安機関に情報を通報し、地方の公安機関が税関の通報によって、本件の捜査を行いました。

●事例 9

〈杭州税関〉スパークプラグの模倣品の輸出を摘発

2009 年 10 月に杭州税関に所属する義烏税関は、3 件の自動車とオートバイの権利侵害事

⁹ <http://www.ipr.gov.cn/xwdt/gnxw/df/497182.shtml>

件の摘発を行いました。この3件を徹底調査した結果、同11月、義烏税関は、深センにある会社で行われていたスパークプラグの侵害品輸出の摘発に成功しました。

●事例 10

〈深セン税関〉ブランド薬品の模倣品輸出を摘発

2009年1月3日に揭陽市某会社が、深センにある貨物運送代理会社に委託し、通常の輸出の方式で、深セン税関に所属する蛇口税関にコンピュータケースの輸出を申告しました。箱の中の3列のコンピュータケースを外したところ、化粧品が発見された為、検査部門が貨物の入念な検査を行い、300万粒の薬品の模倣品が差し押さえられました。税関は、情報を公安部に通報し、その結果、本件は広東省公安庁に移管され、当該機関により捜査されることになりました。

3.2 事例からみた税関保護の現状と検討

上記の10の事件から見られる税関における商標の保護に関する傾向と現状について検討します。

(i) 輸出申告された商標権侵害貨物に関連する事件が多くを占める

上記で紹介した事例のほとんどが輸出申告

がなされた商標権侵害貨物に関連するものです¹⁰。中国税関総署が公表している取締件数の推移をみても、知的財産権の中では商標権侵害貨物に関する取り締まり件数が最も多いことがわかります。

所定の官庁手数料を支払う必要はありますが、税関における商標権の事前登録手続は、さほど複雑な手続ではありません。一度登録がなされると、登録は10年間有効です（残存する存続期間が10年より短い場合にはその期間）。事前登録は義務ではありませんが、差し押さえの際の提出書類等において、メリットが少なくありません。

侵害品の税関での取り締まり状況からすると、商標権の事前登録は利用価値が高いといえるでしょう。実際に、事前登録の件数は年々増加しています。

なお、実務的な面からいうと、税関の活用について問題がないわけではない点について触れておきたいと思います。

多くの権利者（特に中国国外の権利者）にとって、権利者による確認作業は負担です。税関に対し、通常3営業日という短期間で回答をしなければなりません。一般的に、税関が被疑侵害貨物を発見した場合には、権利者に現地（各税関）¹¹での確認を求めることになります。現地スタッフや中国の代理人¹²などを派遣することはもちろん可能ですが、被害の額などによっては、そのような対応ではコストがかかりすぎてしまい¹³、対応を断念する

10 事例3は、主に意匠が問題となった。事例4は、複数の種類の知的財産がかかわる事例である。

11 中国税関は、3つのレベルに分かれている。第1は税関総署、第2は広東分署、天津、上海の2つの特派員事務所と41の直属税関と2つの税関大学で、第3に各直属税関傘下にある600の税関所属機関がある。中国税関の現在の人数は、密輸取締り公安を含めると約50,000人である。

12 事業規模などにより、現地のスタッフを活用するのが難しいケースもあると思われる。その場合には、中国の代理事務所を窓口として決めておく等の検討が必要であろう。

13 侵害品との識別方法などの一定の教育を要するケース場合もある。

というケースも珍しくはありません。

確認作業に関して、中国税関総署知的財産権所所長の李群英氏¹⁴にお話を伺いました。李氏は、日系企業の場合、確認作業が困難な原因は、現地の人材への権限の委譲が不十分であることが起因しているのではないかと問題点を指摘しています¹⁵。

なお、上記とは異なる対応として、製品の外観から判断が可能な場合には、写真を送ってもらえるよう税関に依頼するという考えられます。しかし、写真から容易に判断できるケースばかりではなく、万能な方法とはいえません。

(ii) その他の傾向

a. 増えつつある職権での取り締まりや自主的な模倣品対策のプログラム

従来は、権利の事前登録に基づき、侵害品の取り締まりがなされるケースがほとんどでした。

しかし、紹介した事例の中にもあるように、税関の職権による取り締まりも強化されつつあります。

また、紹介した事例の中にもあるように、昨今、各地域での自主的な模倣品対策のプログラムも一部の都市や地域（特に外国企業の誘致に力をいれている都市）¹⁶で盛んに行われて

います。

このような変化に伴い、税関などが権利者に対し、必要な事項を確認するため、連絡をとるケースも増加傾向にあります。

b. 中国国内企業の権利者が増加

割合として、権利者は、欧米の企業など、中国企業以外のケースが多い状況です。しかしながら、中国国内企業が権利者であるというケースも増加傾向にあります（前記事例2、3参照）。

知的財産全般に関する情報ですが、2009年の差し押さえ対象となった製品等に係る権利を有する者（権利者）が所在する国を見ると、上位5カ国¹⁷に中国が入っています（全体の約7%は、中国国内企業が権利を有する製品であり、イギリス、スイスに続き第3位）。

2009年、税関の重要な任務として、中国国内企業の権利保護を掲げており、そのことも少なからず影響しているのだと思われます。

また、多くの中国国内企業がより知的財産権を重要視するようになってきている状況も伺えます。以前に比べ、権利化だけではなく、権利行使や権利の活用にも注力する中国国内企業が増加傾向にあるといわれています。¹⁸

14 2010年3月24日森智香子がインタビュー。

15 なお、近時、大手企業を中心に、日系企業の中でも現地の人材を積極的登用、活躍の場を与え、中国市場での競争激化に備える動きが目立ってきている（2010年6月29日、日本経済新聞朝刊「社長すべて中国人に 意思決定速く 幹部候補も育成」）。

16 2009年に差し押さえられた知的財産権侵害貨物の9割以上が上海、広州、深セン、杭州、北京、ハルビンの税関で差し押さえられたものである。

17 上位5カ国は、イギリス、スイス、中国、米国、フランス。

18 実際、税関における事前登録を活用している中国企業の数には大幅に伸びている。

4. 終わりに

近時の知的財産税関保護条例の改正は、税関における保護について明確化を図り、また、権利者により柔軟な対応を認めるものです。中国における知的財産の税関による保護を前進させるものといえるでしょう。

また、本稿で紹介したように、税関活用に関する新たな動向も見られます。権利者は、事前登録制度などを利用し、税関における自己の権利保護を積極的に行うのが望ましいといえるでしょう。

本稿が、近時の中国税関における商標保護の状況を知りたいという方の一助となれば幸いです。



CIPIC

VOL. 197

ジャーナル 2010

中国税関における商標の保護に関連する制度の整備と現状
—中日の実務家双方の視点から—

王 小青

森 智香子

2009年版世界における不正商品の水際摘発報告(要旨)
—世界税関機構(WCO)の水際摘発報告書—

世界税関機構(WCO)



Customs Intellectual Property Information Center